

医療職（医師・看護師等）の免許証の原本照合について

【現 状】

- ・保健所が実施する医療法第25条に基づく医療機関への立入検査項目については、事務的な確認事項や現場調査等多岐にわたっており、その中で医療従事者の資格確認については、病院が職員名簿に基づき免許証の原本もしくは保健所が原本照合した写しをもって行うこととしており、原本照合されていない写しのみ場合は、改めて原本照合を行った写しを保健所に再提示するように指導している。
- ・また、原本照合件数については、大規模病院ほど、医師・看護師等の医療従事者の採用者が多数に及び、医療機関への立入検査の実施時期と新規免許証の交付が7月以降になるため、毎年、4月当初及び7月以降に原本照合依頼が増加している状況である。
- ・原本照合を行うには、本人もしくは代理人が保健所（保健福祉センター）の窓口に出向き、担当職員が免許証原本に記載されている事項とその写しを照合し、原本照合済みのゴム印に氏名や日付を記載し押印後交付している。

【今後の病院等の立入検査時の確認方法について】

- ・この間、医療機関の立入検査項目が多岐にわたっており、医療機関（主に病院）の負担軽減及び区保健福祉センターの窓口業務の軽減を図るため、今年度の立入検査より以下のとおり取り扱う。
- ① 免許証の確認については、原本及び原本照合済みの写しとするが、原本照合は行政機関もしくは医療機関の管理者等が行ったものとする。
 - ② 原本照合されておらず写しのみについても、再提出は求めず指導にとどめる。
 - ③ 市内居住者で市外の病院に勤める者が原本照合を求めた場合は従前どおり保健所（保健福祉センター）の窓口で対応する。
 - ④ 市内の病院に勤める者が原本照合を求めた場合は、病院で原本照合を行うように案内する。

【診療所の開設等の申請や医師等の変更・追加の場合】

- ・申請者が区保健福祉センターに届けを提出し、区の担当者が原本を確認後受理しているが、その取扱いについては従前どおりとする。
- ・病院新設（移転・新築）・統合（移転・新築）等、件数は少ないが、診療所と同様の事務の流れとなっており、取扱いについては従前どおりとする。

【医療機関等への通知】

- ・本日の課長会での説明終了後、別添様式により速やかに通知する。

【保健福祉センターでの対応】

- ・来週の係長会での説明終了後、7月22日（月）から実施としたい。

別 添

(案)

大 大 保 第 号
令 和 年 月 日

関係各位 様

大阪市保健所長

医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査時の医療従事者資格確認方法について

平素は本市保健医療行政にご理解・ご協力賜りありがとうございます。

標題について、これまで本市では医療法第 25 条第 1 項に基づく病院等への立入時に、従事するすべての医療従事者の資格確認を免許証等の原本又は行政機関で原本照合を行った写しをもって確認することで、医療法及び医療法に基づく法令等に規定された人員が確保されていること及び無資格者が従事していないことを確認してきたところです。

しかし、立入検査項目については年々増加し、病院等の負担が増加している状況もあり、負担軽減を図る観点から医療従事者の資格確認方法を見直すことにしました。

つきましては、今後保健所立入時には、病院等の開設者又は管理者が医療従事者の雇用時等に適正に資格確認を行っていることの確認をすることとし、保健所等での原本照合を不要とします。

また適正な資格確認とは、免許証等が本人のものであることを、いつ・誰が確認したかを追跡できる方法であり、確認した記録を残すようお願いします。

(確認例：雇用時等の提出資料と免許証の整合性により本人確認したのち、その免許証のコピーに確認者氏名、確認年月日等を記入し保管する。)

なお、これまで保健所等が原本照合を行った免許書等の写しについては適正な資格確認を行ったものとして有効といたしますが、今後は保健所等で原本照合は行いません。

ただし、行政への申請・届出に係る免許証の原本照合については引き続き保健所等にて実施しますので、窓口にお越しの際には必要な理由等をお示しいただきますようお願いします。

また、大阪市外の医療機関で勤務する場合については、その医療機関を管轄する保健所にお問い合わせください。

担当：大阪市保健所保健医療対策課

久野・松浦

TEL 06 - 6647 - 0679

(案)

事 務 連 絡
令 和 6 年 月 日

各区保健業務主管課長 様

健康局保健所保健医療対策課長
(担当 久野・松浦)

医療従事者の免許証等の原本照合について

標題について、これまで医療法第 25 条第 1 項に基づく病院等への立入時に、従事するすべての医療従事者の資格確認を免許証又は行政で原本照合を行った写しをもって確認することで、法令等に規定された人員が確保されていること、無資格者が従事していないことを確認しており、その原本照合については各区保健福祉センターにご協力いただいていたところです。

しかし、立入検査項目については年々増加し、病院等の負担が増加している状況もあり、負担軽減を図る観点から医療従事者の資格確認方法を見直し、今後は病院等の開設者又は管理者が医療従事者の雇用時等に適正に資格確認を行っていただくことで行政での原本照合は不要としたこと、保健所等で原本照合は行わないことを別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

つきましては、今後各区保健福祉センターに免許証等の原本照合の依頼がありましたら、理由を聴取いただき、市内の病院等に雇用のために提出することであれば原本照合は不要である旨お伝えいただき、市外の病院等に提出することでありましたら、管轄の保健所に確認するようお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、行政への申請・届出に係る免許証等の原本照合については引き続き実施することとしますので、ご対応よろしく申し上げます。

令和 6 年歯科疾患実態調査について

健康推進部健康づくり課
(健康づくりグループ)

1 趣旨 (概要)

厚生労働省から指定された地区の住民に対し、歯科疾患実態調査として下記「(3) 調査項目」の調査を実施します。

2 目的

本調査は、わが国の歯科保健状況を把握し、8020 運動 (歯科保健推進事業等) の種々の対策の効果についての検討や、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」及び「健康日本 21」において設定した目標に対する数値の取得等を行い、歯科保健医療対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に実施します。

元は 5 年毎に実施される調査で、前回は令和 4 年度に実施しましたが、令和 6 年度から開始した「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 (第二次) (歯・口腔の健康づくりプラン) と「健康日本 21 (第三次)」の目標のベースライン値や中間評価値・最終評価値等を取得する為、令和 6 年度から 4 年毎に実施されます。

3 事業内容

(1) 対象者

令和 2 年国勢調査区から厚生労働省が無作為抽出した 475 地区の世帯及び当該世帯の世帯員となり、令和 6 年は大阪市で 3 地区が抽出されました。(国民健康・栄養調査と同じ)

令和 6 年調査大阪市該当区：天王寺区・阿倍野区・平野区

(2) 時期 (期間)

令和 6 年 11 月頃

(3) 調査項目 (調査は、国民健康・栄養調査の身体状況調査と共に実施)

- ① 性別
- ② 生年月日
- ③ 歯や口の状態
- ④ 歯をみがく頻度
- ⑤ 歯や口の清掃状況
- ⑥ 過去 1 年間における歯科検診 (健診) の受診状況
- ⑦ フッ化物応用の経験の有無
- ⑧ 矯正歯科治療の経験の有無
- ⑨ 歯や補綴の状況
- ⑩ 歯肉の状況

(4) 調査員について

歯科医師と診査補助員として歯科衛生士を予定しています。
雇上げや報酬の支払い等の手続きは健康局健康づくり課で行います。

(5) 今後のスケジュールについて

該当区のご担当者については、国民・健康栄養調査と一緒に調査担当者説明会を開催し、具体的な業務等について説明させていただく予定です。